

春は、「固定資産税」に注目

きっとあなたも「どうして？」

固定資産税の なぜなぜ？



固定資産税の課税通知は、送られてきましたか。

春は、「固定資産税の季節」、元旦と共に固定資産税上重要となります。

今号では、名寄帳を中心に、固定資産税の不思議の世界をご案内いたします。

（その１）「名寄帳」の発行に、有料期間と無料期間があるのはどうして？

毎年4月中に、市役所に出向き「名寄帳」をもらう人がいることをご存知ですか？

固定資産税は、その年の1月1日現在の状況で課税されますが、その内容を教えてもらえる時期が、「縦覧期間」です。

また、その年にこれから納める固定資産税額の基準となる、「評価額」や「課税標準額」を課税通知の発送前に教えてもらえます。

「名寄帳」は「縦覧時期以外」は、有料ですが、「縦覧期間」は無料です。

はじめてお客さまと同行すると皆さんどうして？と思われるます。

「名寄帳」には、課税通知書にない情報もあり、できれば毎年収集するのがベストです。当然、縦覧期間中は、市役所の担当部署は混雑しております。

（その２）名寄帳を出張所にて請求すると、直ぐにももらえる人、もらえない人がいます？

名寄帳の説明をしてもらえるのは、限られた固定資産税部署だけなので、事前に市役所に電話を掛けることをお勧めします。

しかし、名寄帳の説明が不要な方は、地区センター、出張所でも請求と受領ができます。

話が変わり、固定資産税を毎月納付する人が少しずつ増えてきました。

この毎月納付選択者が、出張所にて名寄帳を請求した場合に、直ぐにももらえません。

4回納付の場合なら5分程度ですが、毎月納付の場合には20分くらい待たされ場合も。

毎月納付の人の「名寄帳」は、年税額及び、4回納付欄が「*****」と表示されています。

何で、毎月納付者が出張所が直ぐに発行出来ないかは、職員も説明できません。

（その3）相続手続き、登記が絶対条件の場合と、登記しなくても良い場合がある？

相続が発生し、遺産整理で忘れがちな手続きとして「未登記家屋」の処理があります。
不動産は通常、相続登記を行えば、その処理が年内なら翌年の課税通知は、
被相続人名義でなく、相続人名義となります。
未登記家屋は、登記をしていないのですから、市役所に相続人が手続きをします。
この申請は、「未登記家屋所有者変更届」と遺産分割協議書＆印鑑証明を添えてOK。

では、登記してあるが、築30年以上で、近い将来取り壊す予定の家屋の課税通知を
被相続人名義から、相続人にしたい場合とした場合はどうすれば良いのでしょうか？
課税通知に、登記要件は絶対とは思えないので、「未登記家屋所有者変更届」と
同様の手続きを市役所に問い合わせしてみました。

結果は、「登記家屋は、相続登記をしない限り、課税通知先は変わりません」とのこと。
これを相談者に説明しても、なかなか納得してもらえません。
この運用基準が厳格すぎないか、？は続きます。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士)
(八百板誠行政書士事務所)

事 務 所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)
025(228)4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。